

人にやさしい愛のまち

NAKAMA CITY



ただ今、市有地を売却中です。

中間市では次のとおり、市有地を売却しています。

価格公示（申込順で売却します）

| | | | | |
|--------------------|-----|--------|----|-------------|
| ①中間三丁目10013番6 | 宅地 | 981㎡25 | 価格 | 54,360,000円 |
| ②中鶴四丁目1660番5 | 宅地 | 253㎡32 | 価格 | 10,400,000円 |
| ③中鶴四丁目1605番36外1筆 | 宅地 | 173㎡15 | 価格 | 7,310,000円 |
| ④小田ヶ浦二丁目3012番281 | 宅地 | 315㎡03 | 価格 | 9,670,000円 |
| ⑤扇ヶ浦二丁目2581番127外1筆 | 宅地 | 387㎡09 | 価格 | 26,089,000円 |
| ⑥中央五丁目4425番328 | 宅地 | 186㎡86 | 価格 | 6,783,000円 |
| ⑦中尾二丁目3423番48 | 宅地 | 337㎡71 | 価格 | 13,260,000円 |
| ⑧岩瀬一丁目5923番3 | 宅地 | 422㎡47 | 価格 | 18,500,000円 |
| ⑨大字垣生字寺ノ下890番8外1筆 | 雑種地 | 550㎡ | 価格 | 13,720,000円 |

※物件⑦～物件⑨については、5月1日から申込を開始します。

申込・契約内容など条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●問 合 先 管理課用地係 ☎(246)6257



在宅介護が必要なお年寄りを総合的に支援

～「中間市基幹型在宅介護支援センター」がハピネスながまに設置されました～

「在宅介護支援センター」って、ご存じですか？

在宅介護支援センターは、援助の必要な在宅の高齢者や家族などに対し、介護に関わる総合的な相談や調整を行う機関として、国が設置を進めてきました。

中間市では、市が委託して、平成9年に介護老人福祉施設「智美園」、平成10年に西日本医療福祉総合センターに、地域型在宅介護支援センターが開設されました。

さらに今年の4月には、その2カ所の連絡調整を行い、基幹的な役割を担う基幹型在宅介護支援センターが、ハピネスながまに新設。相互に連携して、在宅介護をはじめ各種援助が必要な高齢者などへの、支援体制が整備されることになりました。

地域型支援センターは身近な相談窓口です

「地域型在宅介護支援センター」では、担当地域ごとに、電話や面接で相談に応じています。

高齢者のみなさんができるだけ寝たきりなどの要介護状態にならないために、保健・福祉などの介護予防サービスを適切かつ総合的に受けられるように、行政など関係機関、サービス実施機関などとの連絡調整を行います。

また、よりよいサービスの組み合わせなどをいっしょに考え、申請手続きの代行も行います。

ほかにも、訪問などにより、在宅介護や住宅改修、介護保険制度、福祉用具の選定・使用方法などについての相談・助言も行っています。気軽にご相談ください。

●底井野小校区・南小校区・北小校区の人の相談は…

○智美園在宅介護支援センター ☎(244)7227

●中間小校区・東小校区・西小校区の人の相談は…

○ウェルパークヒルズ在宅介護支援センター

☎(244)1783

基幹型支援センターは総合調整を行います

「基幹型在宅介護支援センター」では、中間市全域を対象にして、総合的な相談に応じたり、各種保健福祉サービスの調整を行ったりします。「地域型」と機能や役割が区別されています。

主な事業に、市内の保健・福祉・医療関係者が集まる「地域ケア会議」の開催があります。この会議は、効果的な介護予防・生活支援サービスの調整や地域ケアのネットワークづくりを行うものです。

高齢者のみなさんが安心して暮らせるための、よき相談相手を目指しています。

支援センターのサポーターを募集

基幹型在宅介護支援センターの役割などを、みなさんに広くお知らせする広報活動のお手伝いをしていただく、ボランティアを募集します。

詳しくは、お問い合わせください。



●お問い合わせは…

中間市基幹型在宅介護支援センター

〔通谷一丁目36-10・☎(245)7716〕

ごみ収集車内で カセットボンベが爆発



■ごみ収集車内で爆発■

3月28日の午後2時ごろ、下蓮花寺地区でもえないごみの収集を行っていた収集車が、回収したごみを圧縮していたところ、内容物が大きな音を立てて爆発しました。

幸い収集車内の爆発にとどまり、ただちに作業員が備え付けの消火器で消火活動にあたったため、けが人などの被害はありませんでした。

カセット式ガスボンベが原因と思われる。一歩間違えば大惨事の危険性もあります。

■ごみを出すときは 次のことに気をつけて■

最近、スプレー缶をもえないごみの袋で出すケースが見受けられますが、必ず資源ごみ（ビン・カン）の袋で出してください。また、爆発の恐れがあるので、完全にスプレー缶の中身を使い切ったうえで、底に穴をあけてガスを抜き取りましょう。

※不明な点についてはお問い合わせください。

●問合先 環境保全課
☎(245) 5300

4月から、月曜日がもえるごみ収集地区では 祝日の場合も収集しています

これまで、月曜日がもえるごみの収集地区の人には、収集が休みになる日数が多く、大変ご迷惑をおかけしていました。4月から、祝日の月曜にも、もえるごみを収集しています。

| 5月の祝日 | もえるごみ | ビン・カン(資源ごみ) |
|---------------|--------|-------------|
| 5月3日(土) 憲法記念日 | 収集しません | — |
| 5月5日(月) こどもの日 | 収集します | 5月8日に振替えます |

| 5月5日(月) | 5月4日(日) | 5月3日(土) | 月日 | 診療医院 |
|------------------------|----------------------|---------------|---------|---------------------------|
| 遠賀町松の本5・9・7 | 遠賀町大字浅木635-1 | 中岡市弥生二丁目14-28 | 5月5日(月) | ももぞの歯科クリニック ☎(246)2070 |
| しげまつ歯科医院 ☎(293)8833 | 古橋歯科医院 ☎(293)4567 | | 5月4日(日) | 古橋歯科医院 ☎(293)4567 |
| | | | 5月3日(土) | ももぞの歯科クリニック ☎(246)2070 |

・ゴールデンウィークの
歯科休日急患診療
受診する人は、事前に該当医院に、電話でお問い合わせください。(診療時間は、いずれも午前10時～午後5時)



あなたの一票を生かす日
4月27日(日)は
中間市議会議員選挙の投票日です

投票日当日、いろいろ予定を立てている人もいらっしゃるでしょうが、午後8時まで投票できます。私たちの代表としてふさわしいと思われる人を選びましょう。
大切な一票です。棄権しないで、投票に行きましょう。
中間市選挙管理委員会
中間市明るい選挙推進協議会

インフルエンザの接種

- 目的 結核を予防するため
- 対象児 生後3ヵ月以上4歳未満の乳幼児
- 実施場所 保健センター
- 実施月日
 - ツベルクリン…5月13日(火)
 - ツベルクリン判定とBCG接種…5月15日(木)
- 受付時間 午後1時～2時
- 持ってくるもの 母子健康手帳と予診票
- ※ツベルクリン予診票は、保健センター、健康増進課、東部出張所に用意しています。BCGの予診票はツベルクリン接種時にお渡しします。
- ※最近かかった病気や、当日の体調などにより、接種できない場合があります。

労働力調査にご協力を

我が国の雇用対策に欠かせない調査です。調査員がお伺いした際には、ご協力をお願いします。



総務省統計局・福岡県

人権相談所を特設

守られていますか、あなたの人権。生活上の問題や悩みごとを気軽に相談ください。人権擁護委員が相談に応じます。

- 日時 5月14日(水) 午後1時30分～3時30分
- 場所 ハビネスなかま
- 相談内容 家庭・高齢者・障害者・いじめ・不登校の人権問題など
- 問合せ先 人権推進課
☎(246)6228

軽自動車税を減免

軽自動車を障害者本人が使用したり、障害者の通院などに家族が使用したりする場合、軽自動車税が減免される場合があります。

- 申請締切 5月26日(月)
- 申請場所 税務課窓口(市役所1階)
- 申請に必要なもの 印鑑、身体障害者手帳など、

運転する人の免許証、車検証のコピー、申請書(市役所にあります)

※障害の程度や等級により減免されない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

- 問合せ先 税務課市民税係
☎(246)6238

新しい命のために、パパとママの育児クラブ

もうすぐ、パパとママになるあなた。お二人で教室に参加して、赤ちゃんを迎える準備を始めませんか。

※ご夫婦で参加してください。ご家族・お友だちとの参加も可能です。

| 日程 | 内容 |
|----------|-----------------------------|
| 5月18日(日) | 妊娠・出産・子育てについて考えよう |
| 6月15日(日) | 子育てについて考えよう(赤ちゃんのお風呂入れ体験など) |

- 時間 午前10時～正午(受付午前9時30分～10時)
- 場所 保健センター
- 持ってくるもの 母子健康手帳、筆記用具
- 申込方法 それぞれの実施日の前日までに電話で申し込みください
- 申込・問合せ先 保健センター
☎(246)1611

ご存じですか?

児童扶養手当・特別児童扶養手当

問合せ先 社会福祉課社会係 ☎(246)6248

児童扶養手当

母子家庭の人で児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人・障害児については20歳未満)を養育している母、および父親の身体に重い障害がある家庭の母または養育者を対象に支給されます。

- ⑥ 父の死亡(遺族年金が受給できない場合のみ)

⑦ 父の障害(身体障害、結核症、心肺機能障害、高血圧症、精神および脳疾患などで、長期にわたって安静と介護を必要とし、一般的労働能力を喪失している状態)

特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に障害のある子どもを扶養している父母または養育者を対象に支給されます。

◆主な該当理由

- ① 身体の障害(身体障害者手帳1、2級程度)
- ② 精神の障害(強度のてんかんなど、療育手帳A、Bの程度)
- ③ 内科的疾患(主に結核症、呼吸器や心臓の機能障害、肝臓・腎臓・血液疾患などで、長期にわたる安静や日常生活に著しい制限を加える必要がある状態)

いづれも

- ※所得制限があります。
- ※対象児童が施設入所の場合には申請できません。



◆主な該当理由

- ① 離婚
- ② 未婚(母が婚姻によらないで出産した子で認知、未認知にかかわらず該当)
- ③ 遺棄(一年以上、父親が同居せず、生活費の送りや電話、手紙などの連絡、交流が一切ない状態)
- ④ 父の拘禁(未決拘留期間も含めて、一年以上経過していること)
- ⑤ 父の生死不明

・中間市バドミントン大会・ 参加者を募集

- 日時 5月25日(日)・午前8時30分
 - 場所 体育文化センター
 - 参加資格 市内在住または通勤、通学している人、もしくは中間市バドミントン連盟会員
 - 種目
 - 一般の部ダブルス(男女各A級、B級、初心者級、シニアクラス)
 - 一般の部シングルス(男子(A級、B級、C級)・女子(クラスなし))
- ※シニアクラスはペア2人の年齢が100歳以上(ミックス可)、ほかのダブルスとの重複参加はできません。
- 中学生の部ダブルス(男子(クラスなし)、女子(クラスなし))

スなし)
○小学生の部ダブルス、シングルス(学年、男女の区別なし)

※試合はダブルスを先に行う予定ですが、試合の運営上、変更する場合があります。

※参加人数により、クラス構成を変更する場合があります。

●表 彰 各種目1・2位

●申込締切 5月16日(金)

●申込・問合せ先 体育文化センター ☎(246)2800
または働く婦人の家 ☎(246)0483

・中間市年齢別ソフトボール大会・ 参加チームを募集

- 日時
 - 1日目:5月18日(日)
 - 2日目:5月25日(日)
- 場所 中間西小学校・中鶴グラウンド

●参加資格 選手は、同一町内に居住するメンバーで編成されたチーム

●チーム編成 20代(2人)、30代(3人)、40歳以上(4人)で編成されていること(女性はどの年代であっても出場可能)

※選手の足りない公民館に限り、隣接する公民館から選手を補充して、出場できます。

●代表者会議 5月13日(火)・午後6時30分・中央公民館で実施

●申込方法 代表者会議当日までに、各町内公民館長を通じて、参加申込書を体育文化センターへ提出してください

●問合せ先 生涯学習課社会体育係 ☎(246)6224

●金婚夫婦募集
西日本新聞社・結婚50周年を迎える金婚夫婦を表彰します。

●対象 昭和28年に結婚した夫婦(証明書の提出は不要です)で県内在住の人

●申込締切 8月29日(金)

●申込・問合せ先 「西日本新聞 金婚夫婦表彰」事務局 〒814-8721 福岡市中央区天神一丁目4-1・西日本新聞社事業局内

☎092(711)5113

平成15年度から国民健康保険税の算定方法が変わります

国民健康保険税の算定方法の改正点について、お知らせします。

今回の改正は、医療制度改革により、地方税法が一部

改正されたことに伴うものです。

国民健康保険税算定での所得控除額を見直し、住民税の課税ベースとの整合性を図ります。

① 公的年金等特別控除17万円の廃止(65歳以上の場合)

| | | | | | | | | | |
|-----|------|---|---------|---|---------------------|---|----------------|---|------|
| 現行 | 年金収入 | - | 公的年金等控除 | - | 公的年金等特別控除(170,000円) | - | 基礎控除(330,000円) | = | 算定基礎 |
| 改正後 | 年金収入 | - | 公的年金等控除 | - | | - | 基礎控除(330,000円) | = | 算定基礎 |

年齢65歳以上の人で公的年金等を有する場合、その公的年金等から控除されていた特別控除(17万円)が廃止されます。

② 給与所得特別控除(5%・最高2万円)の廃止

| | | | | | | | | | |
|-----|------|---|--------|---|--------------------|---|----------------|---|------|
| 現行 | 給与収入 | - | 給与所得控除 | - | 給与所得特別控除(5%・最高2万円) | - | 基礎控除(330,000円) | = | 算定基礎 |
| 改正後 | 給与収入 | - | 給与所得控除 | - | | - | 基礎控除(330,000円) | = | 算定基礎 |

給与所得について、控除されていた特別控除(給与収入金額の5%・上限2万円)が廃止されます。

③ 青色事業専従者給与・事業専従者控除の適用

| | | | | | | | | | | | |
|-----|------|---|------|---|----------|---|----------|---|----------------|---|------|
| 現行 | 事業収入 | - | 必要経費 | + | 青色専従者給与等 | - | 純損失の繰越控除 | - | 基礎控除(330,000円) | = | 算定基礎 |
| 改正後 | 事業収入 | - | 必要経費 | + | | - | 純損失の繰越控除 | - | 基礎控除(330,000円) | = | 算定基礎 |

自営業者等の専従者に対する給与等は、営業等所得からの控除が認められ、事業専従者給与等については、専従者本人の給与所得として取り扱われます。

④ 長期譲渡所得等の特別控除の適用

| | | | | | | | | | |
|-----|----------|---|------|---|----------|---|----------------|---|------|
| 現行 | 長期譲渡収入金額 | - | 必要経費 | - | ※特別控除前の額 | - | 基礎控除(330,000円) | = | 算定基礎 |
| 改正後 | 長期譲渡収入金額 | - | 必要経費 | - | 特別控除 | - | 基礎控除(330,000円) | = | 算定基礎 |

土地・家屋等の譲渡所得の特別控除が認められます。

※介護納付金分の最高限度額が8万円に改正となります(現行7万円)。

※軽減判定所得については、今までどおりです。

問合せ先

税務課市民税係

☎(246)6238

5 普通救命講習会(人工呼吸法、心臓マッサージ法など)を開催

中間市在住の人や通勤、通学の人を対象に、普通救命講習会を毎月第4水曜日に開催しています。 ※詳しくはお問い合わせください。

●問合せ先 中間市消防署救急救助係 ☎(245)0901

・早めに・忘れず・しっかりと 労働保険の年度更新

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料の申告・納付は、5月20日までとなっております。

○申告・納付は最寄りの銀行・郵便局などの金融機関で行ってください

○県内各地で申告書の記入方法、納付についてのご相談をお受けするために、現地受付・納付相談を行いますので、ご利用ください

●問合せ先

- 労働保険番号401の場合
……福岡労働局労働保険適用室適用第1・2係
☎092(434)9833
- 労働保険番号403の場合
……福岡労働局労働保険適用室適用第3係
☎092(434)9834

看護60日を開催

福岡県では、「看護の心をみんなの心に」をテーマに、看護の心、ケアの心を一人ひとりに分かち合っていたくため、「看護の日のつどい」を開催します。

●日 時 5月10日(土)・

午後1時～4時

●場 所 パビヨン24ガスホ

保育士になるには 登録が必要となります

平成15年11月29日以降、保育士としては、「都道府県知事の登録」が必要となります。



登録をしないと保育士と名乗ることもできなくなります。

現在、保育士として働いている人は、勤務先でまとめて申請していただくことになります。登録の申請は5月から受け付ける予定です。

詳しくは、お問い合わせください。

●問合せ先 福岡県児童家庭課
☎092(643)3256

1ル(福岡市博多区千代一丁目17-1)

●参加費 無料

●内容

- 看護職員知事表彰
- ふれあい看護体験発表
- 講演「看護すること、されること」21世紀の看護と社会
- 講師 宮子あずささん(東京厚生年金病院看護部長)
- ※健康相談や、看護師になるための進路相談も開設しています。

●問合せ先 福岡県保健福祉部医療指導課

☎092(643)3276

陶芸教室受講生を募集 働く婦人の家

●日 時 6月2日～8月11

日の毎週月曜日・計10回・
午後1時30分～3時30分

●場 所 働く婦人の家

陶芸作業所

●受講料 無料(ただし、粘土・釉薬の材料費および用具代など約8,000円は自己負担です)

●募集人数 20人

●対象者

- 市内に居住しているか勤務している人
- 未経験者で市内の陶芸教室に入っていない人

●申込方法 往復ハガキに講座名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を明記し、申し込みください

●申込締切 5月13日(火)・当日消印有効

●申込多数の場合は、5月20日に抽選します。受講決定者および抽選に外れた人には、返信用ハガキで連絡します。

●申込・問合せ 働く婦人の家「陶芸講座」係

☎(246)0483

国民年金

市民課 年金係 ☎(246)6240

安心です!

口座振替

納め忘れがなく安心です

保険料は、あなたの預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく安心です。

手間と時間が省けます

混雑しがちな窓口にも、毎月訪れる手間と時間が省けますので便利です。

手続きは簡単

「口座振替申出書」を郵便局、金融機関、もしくは社会保険事務所に提出ください。

また、申込手続きや引き落としには、切手料はかかりません。

手続に必要なもの

○国民年金保険料納付書

○預貯金通帳

○通帳届出の印鑑

※市役所の窓口では、手続きできません。

お得です!

前納制度

国民年金には、年度内の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。

前納は納め忘れがなく、手間や時間も省けます。

比較してみると...

1年前納した場合...12ヵ月分で156,770円

毎月納めた場合...

13,300円×12ヵ月=159,600円

割引額...159,600円-156,770円=2,830円

※1年前納のほかに半年前納もあります。

4月から1年間分もしくは6ヵ月分を前納する場合の納付期限は、4月30日(水)ですので、ご注意ください。

※前納は4月以外でも、前納しようとする月から平成16年3月までの期間の保険料を、まとめて納めることができます。詳しくは、お問い合わせください。